

建築主・設計者・施工者・工事監理者の皆様へ

法改正に係わる注意事項

建築基準法の厳正化に伴い、確認済証交付以後、設計内容に変更がある場合は、当該変更部分の内容により、法第6条の2の規定による計画変更確認申請が必要になる場合があります。

変更部分の工事着手前に、計画変更の確認済証の交付などの手続きがされていないと、中間検査・完了検査が受けられないばかりでなく、法不適合となる場合がありますのでご注意ください。

法改正の主旨を踏まえ、十分な工事工程の中で、工事の施工にあたってください。

(株)ビルディングナビゲーション確認評価機構

申請・施工上のお願い

0. 別紙確認済証は、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証であり、建築基準法関係規定以外の条例、指導要綱等については、それぞれの管轄行政機関と打ち合わせ下さい。
1. 工事現場の見やすいところに、建築基準法（以下「法」という）施工規則第11条（工事現場の確認の表示の様式）の規定による別記第六十八号様式（建築基準法による確認済）の表示を行ってください。
2. 工事監理者及び工事施工者が、確認済証交付時に未定の場合は、工事着手の3日前までに、別記BNV-第26号様式（工事監理者届）、別記BNV-第27号様式（工事施工者届）を提出してください。
3. 確認済証交付以後、設計内容の変更がある場合は、当該変更部分の内容について事前にご相談ください。
変更内容により、法第6条の2の規定による**計画変更確認申請**が必要になる場合があります。
4. 特定工程の終了予定日の4日前までに中間間検査申請書を提出し、検査を受けてください。検査の際は、必ず、工事監理者、工事施工者の方が立ち会ってください。
5. 工事完了予定日の4日前までに完了検査申請書を提出し、検査を受けてください。検査の際は、必ず、工事監理者、工事施工者の方が立ち会ってください。
6. 工事の施工にあたっては、建築基準法関係法令に規定された技術的基準に従い、危害を防止するための措置（値切り工事、山留め工事、防護柵など）を取ってください。
7. 地下工事施工にあたっては、付近の地盤沈下等による被害の防止について十分注意してください。
8. 建築物をがけ、擁壁、河川に近接して建築する場合には、施工に際して十分注意し振動、土圧などに対して必要な措置を講じてください。
9. し尿浄化槽の排水については、放流先の管理者と十分な打ち合わせを行い、必要な措置を講じてください。
10. 杭工事の施工にあたっては、騒音規制法・振動規制法及び関係条例などに遵守し、必要な措置を講じてください。

別記六十八号様式（第十一条関係）（木板、プラスチック板、その他これらに類するものとする）

35cm以上	
25 cm 以上	建築基準法による確認済
	確認年月日番号
	確認済証交付者
	建築主又は築造主氏名
	設計者氏名
	工事監理者氏名
	工事施工者氏名
	工事現場管理者氏名
建築確認に係る その他の事項	

計画変更の設計図書作成要領

1. 提出時期
 - 1) 計画変更に係る当該工事の着手前までに計画変更確認申請による確認済証が交付できるように提出してください。(おおむね、当該工事着手の1ヶ月前に提出)
2. 提出書類
 - 1) 計画変更確認申請書・委任状(正・副・副(適判))※消防
 ※消防用は事前に所轄消防へ確認してください。(東京都内は不要。)
 ※(第三面)【19. 備考】欄に計画変更の概要を記入してください。
 - 2) 建築計画概要書(2部・※A3厚紙両面)
 ※東京都の場合
 ※(第二面)【18. その他必要な事項】欄に計画変更の概要を記入してください。
 - 3) 計画変更項目リスト(任意様式)
 ※変更項目ごとに番号を付してください。
 - 4) 計画変更概要・手数料算定表
 ※下記による
 - 5) 前願の確認申請書及び確認済証の写し
 - 6) 申請図面
 - ・配置図、案内図
 - ・変更前図面(前願の申請図面の写しに変更箇所をマーキング)
 - ・変更後図面(変更箇所をマーキング)
 ※変更箇所のマーキングについては、3)計画変更項目リストの番号に合わせて作成してください。
 - 7) その他は、確認申請に準じてください。

計画変更概要・手数料算定表

	変更箇所	床面積算定方法	床面積
1	道路巾・接道長・敷地面積・配置	申請に係る建築物の建築面積	m ²
2	建築面積	変更される建築面積	m ²
3	高さ・階数	高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積	m ²
4	床	変更される部分の床面積	m ²
5	階段	変更される部分の水平投影面積	m ²
6	柱・梁・桁	当該変更箇所が負担する部分の床面積※	m ²
7	壁	$\frac{\text{当該床面積} \times \text{変更される壁の長さ}}{\text{当該室の壁全体の長さ}}$	m ²
8	屋根・軒・軒裏・庇・天井	変更される部分の水平投影面積	m ²
9	開口部	変更される開口部の面積	m ²
10	土台・基礎・基礎杭	壁(土台・布基礎)又は柱(その他の基礎・基礎杭)に準ずる	m ²
11	小屋組	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積	m ²
12	斜材	変更される部分の水平投影面積(斜材が壁に含まれるときは壁の変更とする)	m ²
13	建築設備	変更される設備の水平投影面積	m ²
14	シックハウス対策に係る変更	変更される部分に係る換気計画上一体的になっている居室等の床面積(建築材料・換気設備・天井裏等)	m ²
15	上記以外の部分	変更される部分の水平投影面積 変更の内容について、再度建築物の全体架構モデル計算を行う場合は、建築物の延べ面積	m ²
床面積合計(A)			m ²

※変更前後で荷重を負担する部分の床面積が異なるときは、大きい方の床面積を変更する部分の床面積とする。

1. 計画変更前の床面積..... m² (Z)
 - (1) 床面積の算定を行った変更床面積の合計..... m² (A)
 - (2) 床面積の算定を伴わない変更箇所の合計..... 箇所
 - (3) 床面積の増加の合計..... m² (B)
2. 手数料算定用床面積
 $A \times 1 / 2 + B = \text{..... m}^2 (\leq Z) \text{..... 円}$